

* 町じゅうに花を咲かせましょう *

花のボランティア会員を募集

花のボランティア連絡協議会は、花いっぱい運動の一環として、道路脇などの公共施設に草花を植え、多くの方や本町を訪れる方に安らぎと潤いを感じてもらえることを目的に、活動しています。

▶ 対象=町内在住で花の植栽活動に参加できる方

※平日に活動します

▶ 申込書配布場所=都市整備課 中部コミュニティセンター、白里出張所
申・問 都市整備課都市計画班(花のボランティア連絡協議会事務局)
☎ (70) 0360



◎ 注意

▼ 加入できる方=第一号被保險者(学生、自営業等の方)
國民年金基金に加入している方・保険料の免除を受けています。

第一号被保險者が、毎月の定額保険料に400円(付加保険料)プラスして納付することができる場合に支給されません。

▼ 受給額は?
付加年金の年額は、「付加保険料を納めた月数×200円」です。付加保険料が400円なので、2年間以上付加

いる方は付加年金に加入することができます。
また、定額のため、老齢基礎年金に適用される物価ストライド(増額、減額)はありません。

お得な付加年金が利用できます

例:付加年金を10年(120月)納めた場合

- 納付する保険料
400円×120月=48,000円
- 付加年金受給額(年額)
200円×120月=24,000円

住宅建設資金利子補給を廃止します

住宅建設資金利子補給制度は、今年をもって廃止となります。

ただし、すでに利子補給を受けている方、または平成19年12月末までに住宅建設資金利子補給交付申請書を提出して受理された方は、廃止前の規則に基づき利子補給を行います。

詳しくは、お問い合わせください。



申・問 都市整備課建築宅地班

☎ (70) 0364

各種届出は

お済みですか

乳幼児医療費助成の対象が拡大

お子さんを養育している方、各種届出や申請はお済みですか。8月から乳幼児医療費助成の対象が拡大し、新たに申請の必要がある場合があります。その他の手当等についても、もう一度内容をよく確認し、必要があれば早めに手続きを済ませましょう。

乳幼児医療費助成など、上手に利用することで経済的負担が軽くなることがありますので、対象の方は忘れずに手続きをしてください。

乳幼児医療費助成・児童手当

① 乳幼児医療費助成

8月1日(水)から助成の対象範囲が拡大しました。

今後は、課税の有無にかかわらず小学校就学前のお子さんが病院で診療を受けた場合など、保険診療の範囲内で医療費が無料となります。現在、受給券を持つてない方は申請書の提出が必要です。

② 児童手当

就学前のお子さん

出産子育て支援金

現況届を提出していない方は早めに提出してください。

③ 《注意》

次の方は申請しなければ、

乳幼児医療費助成・児童手当を受けることができません。

・新たにお子さんを出産した方

・町に転入してきた方

④ 申・問

社会福祉児童課児童手当

☎ (70) 03331

出産育児一時金・葬祭費の手続ができます

⑤ 《注意》

子育て支援金を支給します。

⑥ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑦ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑧ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑨ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑩ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑪ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑫ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑬ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑭ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑮ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑯ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑰ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑱ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑲ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

⑳ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉑ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉒ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉓ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉔ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉕ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉖ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉗ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉘ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉙ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉚ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉛ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉜ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉝ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉞ 《注意》

がなく、父・母のいずれかが

㉟ 《